

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業実施要綱

(制定) 平成27年3月23日付26環エ計第413号

(改正) 平成28年1月15日付27環地環第357号

(改正) 平成29年3月31日付28環地次第354号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の事業所における再生可能エネルギー由来水素の活用を実現することにより、地産地消の低炭素な水素による環境負荷の低減を推進することを目的として、再生可能エネルギー由来水素活用設備の導入を促進するために行う「事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、民間事業者に対し、再生可能エネルギー由来水素活用設備の設置に必要な経費の一部を助成する。

第3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 再生可能エネルギー由来水素 再生可能エネルギーにより発電した電力を用いて水の電気分解をすることにより製造する水素
- 2 再生可能エネルギー由来水素活用設備 再生可能エネルギー由来水素の製造及び供給を行うことができる設備
- 3 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）。ただし、大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。)に該当するものを除く。
- 4 燃料電池フォークリフト 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするフォークリフト
- 5 純水素型燃料電池 水素のみを燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもの
- 6 民間事業者 都内に事業所又は事務所を有する法人(国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人を除く。)又は個人の事業者

第4 本事業の具体的内容

都は、次のとおり再生可能エネルギー由来水素活用設備の設置に必要な経費の一部を助成する。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、2の助成対象事業を実施する民間事業者とする。

2 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 都が別に定める要件を満たす再生可能エネルギー由来水素活用設備を、都内の事業所において新たに設置すること。
- (2) (1)の再生可能エネルギー由来水素活用設備から再生可能エネルギー由来水素の供給を受ける燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池を当該再生可能エネルギー由来水素活用設備を設置する事業所において導入すること（既に導入している場合を含む。）。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、再生可能エネルギー由来水素活用設備の設置に要する次の経費とする。

- (1) 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）
- (2) 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）
- (3) 工事費（工事に要する費用をいう。）
- (4) 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。）

4 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額（助成対象事業において設置する再生可能エネルギー由来水素活用設備の水素製造能力に応じて、次の(1)又は(2)に掲げる額を上限とする。）から助成対象経費に充当する国その他の団体の補助金の額を控除した額とする。ただし、助成金を交付する全ての助成対象事業に係る助成金の交付額の合計が助成金に係る予算の範囲を超える場合にあっては、別に定める方法により交付額の合計が助成金に係る予算の範囲内となるよう調整した額を交付額とする。

- (1) 通常時において $50\text{Nm}^3/\text{日}$ 以上の水素製造能力を有する設備 3億7千万円
- (2) 通常時において $50\text{Nm}^3/\text{日}$ 未満の水素製造能力を有する設備 1億円

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、1 の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1 の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年度から平成32年度までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成27年 3月23日付26環エ計第413号）

この要綱は、平成27年 3月23日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則（平成28年 1月15日付27環地環第357号）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月31日付28環地次第354号）

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。